

No.29
2019.1

森林経営管理法、全国森林計画と林木育種の新たな対応

審議役 合田 和弘

昨年5月に制定された森林経営管理法が本年4月1日から施行されます。この法律では、森林所有者の責務として、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより経営管理を行わなければならないとした上で、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合は、森林所有者の委託を受けて、伐採等を実施するための権利(経営管理権)を市町村に設定し集積することとしています。

この場合に市町村は、委託された森林のうち林業経営に適した森林を、意欲と能力のある林業経営者に再委託して、伐採等を実施するための権利(経営管理実施権)を設定します。経営管理権及び経営管理実施権は、立木の所有権を森林所有者に帰属したままで、所有者以外の第三者が立木の伐採等を行えるようにするために設定される権利です。また、主伐を行う場合には、林業経営者は伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保しなければならないとしています。

今後、この制度が活用されて再委託が進めば、森林所有者への伐採収益の還元・支払方法が透明化され、見える化が進展することで、伐採、植栽、保育のコストを抑えて、伐採収益を森林所有者に対してより多く支払える生産性の高い林業経営者への集積・集約化がより一層進むことが期待されます。

さらに、昨年10月に閣議決定された新たな全国森林計画(計画期間:H31.4.1~H46.3.31)では、計画期間中の人工造林面積を102万8千haと計画

しており、前計画(計画期間:H26.4.1~H41.3.31)の84万6千haに比べて22%も増加しています。

このような状況の下で、林木育種センターを含む森林総合研究所全体で、今年度から新たに、エリートツリー等を用いて植栽から保育までのトータルコストを削減する施業体系を開発することを目的とした「成長に優れた苗木を活用した施業モデルの開発」(農林水産技術会議戦略的プロジェクト研究:H30~34)に取り組んでいます。

また林木育種センターでは、特に主伐・再造林が進む九州地域でのスギさし木苗の大量需要に応じて効率的な生産ができるように、今年度から新たに「新技術を用いたさし木法による、コスト3割削減で2倍の生産量を実現するスギさし木苗生産方法の確立」(イノベーション創出強化研究推事業:H30~32)に取り組んでいます。さらに、都道府県等に配布する原種苗木が平成25年度に約1万本だったものが平成30年度には約2万本の見込みであり、5年間で倍増している状況に即応して原種苗木の一層の生産性の向上を目指して、今年度から新たに、「エリートツリー等の原種増産技術の開発事業」(林野庁補助事業:H30~)にも取り組んでいます。

林木育種センターでは、本年も引き続き、森林政策の動向や地域のニーズに対応した業務を展開していく考えであり、関係の皆様のご理解、ご協力をお願いする次第です。

【紙面紹介】

成長の優れた無花粉スギ品種の早期開発のための マーカー支援選抜(MAS)の事業化	2
農林水産技術会議戦略的プロジェクト研究推進事業 「成長に優れた苗木を活用した施業モデルの開発」について	3
樹木種子の長期保存技術開発 - プナ種子の超低温保存 -	4

カラマツ育種情報交換会の開催について	5
海外林木育種事情調査 中国コウヨウザン事情	6~7
林業研究・技術開発推進ブロック会議育種分科会と 特定母樹等普及促進会議を開催	8
一般公開「親林の集い」を開催	8



国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター

Forest Tree Breeding Center, Forestry and Forest Products Research Institute